

令和2年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月18日（火曜日）午後2時00分～午後2時23分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

1番	梅津政則	2番	梅津一匡
3番	石原洋三郎	4番	川又康彦
5番	萩原太郎	6番	本多勝実
8番	安藤喜昭	9番	片平秀雄
10番	東海林一樹	11番	高橋道也

欠席議員（1名）

7番 高橋一由

地方自治法第121条による出席者

企業長	木幡 浩	副企業長 伊達市長代理 伊達市副市長	佐藤 弘一
理事 二本松市長代理 二本松市建設部長	磯川 新吾	理事 桑折町長	高橋 宣博
理事 国見町長	太田 久雄	理事 川俣町長代理 川俣町建設水道課長	寺島 喜美夫
代表監査委員	井上 安子	事務局長	今泉 繁
次長兼 施設管理課長	阿部 雅人	総務課長	長南 敏広

事務局出席者

総務課 課長補佐兼 総務経理係長	菅野 幸夫	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	片平 一彦
総務課 契約管財係長	佐藤 広治	施設管理課 施設第一係長	佐久間 勲
施設管理課 水質管理係長	菅野 晃	総務課主査	押見 新一
総務課主査	加藤 博高	総務課副主査	後藤 賢司
総務課主査	山田 吉則	総務課副主査	山内 康裕

---

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議案第1号、議案第2号の提出
- (6) 提案理由の説明
- (7) 一般質問
- (8) 討論、採決

---

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

午後2時00分 開 会

**議長（梅津政則）** 定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

この際報告いたします。7番高橋一由議員より本日欠席の届け出がありました。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、只今ご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

3番、石原洋三郎議員、6番、本多勝実議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月18日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**議長（梅津政則）** ご異議ございませんので、会期は2月18日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、4番、川又康彦議員、9番、片平秀雄議員、11番、高橋道也議員を指定いたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号及び議案第2号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（木幡 浩）** 議長、企業長。

**議長（梅津政則）** 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

**企業長（木幡 浩）** 本日、ここに、2月福島地方水道用水供給企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、令和元年度補正予算と令和2年度予算の議案2件ですが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告いたします。

昨年を振り返りますと、10月の台風第19号は記録的な豪雨をもたらし、県内各地に甚大な被害をもたらしました。水道施設では、いわき市で河川の増水により浄水場が浸水し、約2週間にわたり運転が停止しました。また、相馬市では道路の洗堀により水道管が破損、浄水場へ水が供給できなくなり、約1週間にわたり断水しました。

企業団におきましても、軽微な被害がありましたが、浄水処理や送水に影響はなく安定供給を継続することができました。

なお、構成団体におきましても、様々な被害が出たと思います。企業長の立場から改めてお見舞い申し上げる次第です。

水道事業は、安全な水を24時間安定して供給するため、頻発する地震や豪雨などの自然災害への備え、耐震化を含めた老朽施設の再構築、人口減少社会の到来に伴う料金収入の減、技術の継承問題など課題が山積しています。

そのような中、昨年10月に改正水道法が施行されました。改正水道法は、その法目的が水道の基盤強化に改められ、持続的かつ安全・強靱な水道システムの構築に向けた取組を進めることが強く求められています。

企業団としても、将来にわたって安全・安心でおいしい水を安定的に供給し続けるため、事業の透明性と健全性を確保し、構成団体の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご支援ご協力をお願いいたします。

さて、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算第1号について申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出で、支出におきまして、給与改定に伴う職員給与費の増により75万円余を増額するものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、給与費75万円余を増額するものです。以上が議案第1号の内容です。

次に、議案第2号令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について申し上げます。

第2条の業務の予定量は、年間総給水量を3,957万4,658立方メートル、一日平均給水量10万8,424立方メートルを予定しております。

第3条、収益的収入及び支出は、収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益46億1,402万円余を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用49億4,364万円を計上しています。

第4条、資本的収入及び支出は、収入におきまして、第1款資本的収入834万円余を、支出におきまして、第1款資本的支出21億6,671万円余を計上しています。

これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億5,837万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項等、第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第8条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところであります。

以上が、議案第2号の内容です。

詳細については、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（梅津政則）事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

事務局長（今泉 繁） それでは、議案第1号令和元年度補正予算について、別冊の令和元年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

令和元年度補正予算説明書の1ページをお開きください。

補正の内容は、職員の給与改定により、職員給与費を補正するものです。

2ページは、補正予算実施計画です。

収益的収入及び支出の支出について、第1款水道用水供給事業費用第1項の営業費用におきまして、職員の派遣元であります福島市と伊達市の給与改定により、目の科目で、原水及び浄水費26万1,000円、送水費11万4,000円、総係費38万4,000円を増額するものであります。

3ページから5ページは、給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページから7ページは令和元年度末の予定貸借対照表です。年度末の企業団の財政状況を見込んだもので、年度末における資産合計及び負債資本合計は、986億9,031万8,000円となるものでございます。

次に、8ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、8ページの下の資金期末残高を55億1,166万4,000円と予定したところでございます。

9ページから10ページは、補正予算説明であります。これは収益的収入及び支出の補正額を節ごとに説明したもので、詳細は記載のとおりであります。以上で議案第1号の令和元年度補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号令和2年度予算について、別冊の令和2年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の2ページをお開き願います。

2ページから5ページは予算実施計画であります。要点をご説明申し上げます。

2ページ、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道用水供給事業収益として、46億1,402万9,000円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益であります。

第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料であります。

第2項営業外収益は、預金利息、国庫補助金、長期前受金戻入等であります。国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものであります。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の2年度の減価償却費相当分を収益化するものであります。

また、雑収益には、太陽光発電事業及び小水力発電事業に係る用地貸付料などを見込んでおります。

3ページは、支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用として、49億4,364万円を予定しているところであります。その内訳は、第1項営業費用から第4項予備費までで第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費までであります。第2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。

4ページをお開き願います。

第3項特別損失は、災害による損失であり、令和元年台風19号による災害復旧工事であります。その他、詳細は記載のとおりであります。

続きまして、5ページ、資本的収入及び支出であります。収入は、第1款資本的収入として834万1,000円を予定しているところであります。これは、工事負担金で、設備更新工事に係る構成団体の資産部分を負担いただくものです。

次に支出であります。第1款資本的支出として、21億6,671万3,000円を予定しているところであります。遠方監視制御設備の更新、電気計装設備の更新等に係る事業費、並びに企業債償還金等の支出であります。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページから10ページは給与費明細書であります。

前年度からの変更部分を説明します。6ページの1総括職員数をご覧ください。一般職が前年度より3名増となりますが、この増は、現在、3名の臨時職員がおりますが、2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い、今回より職員給与費に加わるものです。詳細は、記載のとおりでございます。

次に、11ページは、継続費に関する調書でありまして、記載のとおりでございます。

次に、12ページは、債務負担行為に関する調書でありまして、新たに、仁井田水管橋塗裝修繕工事を令和2年度から4年度まで債務負担行為として定めております。

続きまして、14ページをお開き願います。

14ページ及び15ページは、令和元年度末の予定損益計算書であります。これは、年度末に予想される企業団の一年間の経営成績を表したものであります。令和元年度の損益状況は、3億7,513万7,000円の純損失を見込み、その結果、年度末の未処理欠損金は、15億8,761万3,000円と見込んだものであります。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページ及び17ページは、令和元年度末の予定貸借対照表で資産合計及び負債資本合計は、986億9,031万8,000円となるものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

18ページ及び19ページは、令和2年度末の予定貸借対照表であります。令和2年度予算に基づく経営活動により、想定される財政状況を表したものであります。年度末における資産合計及び負債資本合計は、958億8,858万8,000円となるものでございます。

20ページをお開き願います。

20ページは、注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものととなっております。

次に、21ページ、予定キャッシュ・フロー計算書であります。資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動・投資活動・財務活動に区分しまして、それぞれの現金の動きを作成しております。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、50億3,713万3,000円と見込んだものであります。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

22ページから31ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別に表したほか、前年度当初予算と対比した表であります。詳細は記載のとおりでございます。

議案第2号令和2年度予算の補足説明は、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

**議長（梅津政則）** それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

7番、高橋一由議員から一般質問通告がありました。本日欠席の届け出がありましたので、会議規則第45条第5項の規定に基づき、高橋一由議員の一般質問は行いません。

よって、本定例会の一般質問は終結いたします。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時22分 休 憩

---

午後2時23分 再 開

**議長（梅津政則）** 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

**議長（梅津政則）** 起立多数。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

**【起立多数】**

**議長（梅津政則）** 起立多数。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員